

産業構造審議会
保安分科会 第2回火薬小委員会
議事録

商務流通保安グループ鉦山・火薬類監理官付

産業構造審議会
保安分科会 第2回火薬小委員会
議事次第

日 時：平成26年3月14日（金）10：00～12：00
場 所：経済産業省312各省庁共用会議室（別館3階）

1. 開 会

2. 議 題

- ① 都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等について
- ② 実包火薬庫技術基準改正の検討について
- ③ 一般消費者向け製品の適用除外火工品審査実施要領（内規）の適用等について
- ④ 平成25年の火薬類取締法関係事故について
- ⑤ 火薬類の自然災害への対策に関する検討状況について
- ⑥ 最近実施した主な施策について
- ⑦ 平成26年度火薬類保安対策事業について
- ⑧ 平成26年度火薬類保安対策事業について

3. 閉 会

○宮地火薬類保安対策官 時間になりましたので、ただいまから産業構造審議会保安分科会第2回火薬小委員会を開催させていただきます。本日は、ご多忙のところ、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、委員16名のうち2名の方が代理でのご出席をいただいておりますが、定足数の過半数に達しております。

本日の会議につきましては、公開により執り行われること、配付される資料や議事録等につきましても原則公開とさせていただきますことをご了承ください。

それでは、開会に当たりまして大臣官房審議官の村上からご挨拶をさせていただきます。
○村上大臣官房審議官 産業保安担当審議官の村上でございます。委員の皆様には年度末の忙しい時期にお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。

ご案内のとおり、火薬につきましては瞬時に大きなエネルギーを発生させることができるものでございまして、数グラムの火薬であっても、装置的工夫によっては人を死に至らしめることができる能力をもつものとして細心の注意をもって管理しなければいけないものと考えておりますが、特に消費の段階において、火薬について、正しい知識を周知していくということが大変重要なことだと考えております。

しかしその一方で、我が国におきましては、そうした火薬の危険性が過剰に捉えられている部分もございまして、火薬を科学的、合理的に管理するという、それから、有用な目的のために使っていくということについて、やはり諸外国と比べれば少し遅れている面もあるのかなと思っております。

危険なものを正しく恐れて合理的な範囲の中で必要十分な規制範囲を決めていくということ、これが大変重要なこととございまして、この小委員会の大きな目的になろうと思っております。

本日は、実包火薬庫の規制の見直し、適用除外品の実施要領の審議が予定されておりますし、それから、震災対応でございます。やはり地震や津波が今後あったときに、どう守っていくのかということについても資料をまとめてございますので、これについてもご意見を頂戴いたしたいと思っております。

本日、委員の皆様には忌憚のないご意見をいただきながら審議を進めさせていただきたいと思っておりますので、本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○宮地火薬類保安対策官 ありがとうございます。

続きまして、小川委員長より一言ご挨拶いただけますと幸いです。よろしくお願ひいた

します。

○小川委員長　　本日は、委員の皆様におかれましては、ご多忙中、ご出席いただきましてありがとうございます。

本小委員会は、総合資源エネルギー調査会から産業構造審議会の下に小委員会が設置されてきて、今回で2回目の会議となります。委員の皆様にはこれまでと同様に、火薬類の保安に関する重要事項のご審議をお願いすることになります。是非とも忌憚のない活発なご意見をいただきたいと思っております。

今、審議官からのご挨拶にありましたように、火薬類というのは有効に使えば非常に利用価値のある物質ですが、非常に危険性もあるということで、保安に非常に注意しなければいけないと。できるだけ火薬類を有効に活用できるように、また保安がきちんと守れるように進めていくことが重要だと思っておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○宮地火薬類保安対策官　　ありがとうございました。

それでは、これ以降の議事進行につきましては小川委員長にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○小川委員長　　それでは、以後の議事進行につきましては、私の方から行っていきたいと思っております。

まず、議事に入る前に、事務局から配付資料の説明をお願いいたします。

○宮地火薬類保安対策官　　資料の確認をさせていただきます。

まず最初に、委員名簿が1枚になります。それから、議事次第が1枚。それから、ホチキス留めで資料1、資料2、資料3、資料4、資料5、資料6、資料7となっております。不足の資料等がございましたら、事務局までご連絡ください。

○小川委員長　　皆さん、大丈夫でしょうか。それでは、本日の議事に入りたいと思いません。最初の議題は、都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等についてでございます。事務局から説明をお願いいたします。

○福原火薬専門職　　それでは、議題1の資料1に従ってご説明させていただきます。

火取法の権限移譲に関しましては、平成20年5月に地方分権改革推進委員会で第1次勧告が出まして、まず内容としましては、危険物規制に関わる事務であって、その目的、効果が当該団体の区域を越えないものについては市町村に移譲するというような勧告が出ております。

その勧告が出た後、現在の火薬小委員会の前身であります火薬部会で検討していただきまして、この答申に対する考え方を、参考資料1—1ですが、資料1の5ページ目以降ですけれども、「論点整理」ということでまとめさせていただきました。結論としまして、詳細までのご説明致しませんけれども、6ページ目のところに(1)から(8)までということで、基本的な考え方を火薬部会でまとめられております。

一つとしては、安全確保の最重要性ということで、権限の移譲を検討するに当たっても、地方分権の推進のために安全が損なわれることがあってはいけません。それから、法施行に必要とされる専門性の高い職員が必要である。事務処理を通じたノウハウの蓄積や継承に懸念がありますねということ。安全確保に向けた規制当局と事業者の連携が必要である等々の問題意識が提示されまして、結果としては、6ページの上のほうに3ポツとして書かれております。昔の火薬部会としては、地方分権の推進の意義は十分に理解し、進展に期待するところではありますが、今申し上げました(1)から(8)までの諸点にあるとおり、上記13条項の事務の基礎自治体への権限移譲に関しては、安全の確保、業務の効率化、利便性の向上等の面からメリットはないと考えますということで、十分な検討、対処をすべきであるというような答申をいただきました。

結果として、また1ページに戻っていただきまして、この当時におきましては、市町村まで火取法の権限を落とすというところまでは至っておりません。

それから時が変わりまして、平成25年、去年の6月25日に、今度は地方制度調査会から内閣総理大臣に対して30次答申というものが出されております。このタイトルは「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」というものでございます。その内容につきましては、指定都市、いわゆる政令指定都市です。政令指定都市につきましては、地方自治法の法令の文言では、人口50万人以上の都市ということで書かれておりますけれども、立法の経緯とか、特例を設けた趣旨を考えますと、人口その他の都市としての規模、行政能力等において、都道府県と大体同じレベル、同等と考えるような都市が指定されているということもございまして、まず、火薬類取締法の権限を指定都市に移行すべきではないかということで問題提起をされました。

それで、内閣府と鉱山・火薬類監理官付でいろいろ協議を行った結果、昨年12月に事務・権限の移譲に関する見直し方針というものをとりまとめて閣議決定をしております。その内容は、火薬類の製造、販売、消費等に係る事務・権限については、指定都市側が指摘する受け入れ体制の整備や事務の十分な準備期間の確保等の調整を確実に行った上で、

指定都市に移譲する方向で検討を進めるということで閣議決定をなされております。

今申し上げた、指定都市側が指摘する受け入れ体制の整備や十分な準備期間の確保等ということで、その内容につきましては、内閣府さんとの調整の間で、都道府県、指定都市に対してアンケートを行っております。

これから火取法の都道府県の権限・事務を指定都市に移行する方向で、実際に具体案を考えていく必要があるかと思っているところでございます。

2 ポツ目でございますが、実際に権限を移譲するに当たっての今後の対応案ということで、ここは是非ご意見をいただきたいところだと思っております。私たちとして考えているところとしましては、まず一つ目として、移譲対象となる事務・権限についてです。基本的な考え方としましては、指定都市における事務の処理につきましては、都道府県と指定都市の関係は都道府県間関係と同様に考えることを基本とすべきという昨年6月25日の答申を踏まえて、現在、道府県が実施している事務・権限は全て指定都市に移譲するというところで考えてはいかがであろうかということでございます。

別添参照ということで、1枚めくっていただいて3ページ目で、今、移行しようかと考えている条項としましては、道府県がもっている権限の条項を3ページ目、4ページ目に並べております。そこについて全て移行してはどうかということを考えております。

ちなみに、現在、指定都市に都道府県知事の権限で一部火取法の権限を移譲しております。その状況は資料の9ページに、現在の指定都市への権限移譲状況ということで示させていただいております。北海道の札幌市におきましては、現在移譲は行われていませんが、宮城県の仙台市については、製造から廃棄に係る事務・権限は条例によって知事の権限を市長に落としている。そのような県がございます。あと、そういう意味では、宮城県、新潟県、大阪府が現在先行して、知事の権限を市長に条例で譲っているというような現状になっております。

また1ページ目に戻っていただきまして、ただ、全て権限を移譲するに当たって、やはり災害の防止とか、公共安全の確保の観点から、移譲対象とすることが難しいような事務とか事業があるのであれば、そこは慎重に検討することが必要ではないかと考えているところでございます。

資料の2ページ目でございます。(2)に道府県及び指定都市の懸念ということで、昨年、権限移譲を検討する際に都道府県と指定都市にアンケートを行いました。まず、移譲してどうかということにつきましては、道府県、指定都市はともに賛成でありました。た

だ、その際に、懸念事項として6つの懸念が指摘されております。一つは、指定都市における人員確保、財政措置の体制整備。それから、道府県、指定都市の連携体制の構築。指定都市における道府県からの事務及びノウハウの引き継ぎ。指定都市における専門職員の養成、専門性の維持。事務の範囲が指定都市の範囲を超える場合の整理。指定都市における十分な準備期間の確保。この6つの懸念が示されております。

今後、指定都市に対して事務・権限を移譲していくに当たって、我々が行っていく作業として、(3)に書かれている事項のことを考えております。

一つ目としましては、経産省における指定都市職員への研修の支援ということで、毎年、経産省では、火薬類取締行政に従事しています都道府県の職員を対象に、火薬類取締法の研修を行っております。来年度、平成26年度の研修では、新たに指定都市の職員を受け入れることができるように、受講者数を20名増加するというので、今、対応を進めているところでございます。

2番目としましては、移譲に要する準備期間の把握ということで、道府県に対して、指定都市における受け入れ体制の整備状況、先ほど道府県と指定都市の懸念にあったような人員の確保とか、財源の確保とか、指定都市職員の研修、それからマニュアルの整備、個別案件の引き継ぎ等々、そういう要件をどれぐらいの期間で整備できるかということについて調査をしたいと思っております。

3番目としましては、告示、通達等の透明性確保ということで、当省において火取法の運用に係る事項があれば、そこは早急に検討したいと思っております。

移行に要する準備期間の把握と、告示、通達等の透明性の確保等の検討状況を踏まえて、指定都市への移譲の期間を定めるということを考えていこうと思っております。

今申し上げた内容のことにつきましては、まず4月上旬に、道府県に対して移譲に要する準備期間の把握ということでアンケートをさせていただこうと思っております。それから6月から7月、アンケート結果を踏まえて、道府県と指定都市との調整を進めていきたいと思っております。そしてその結果を8月上旬ですが、もう一度、火薬小委員会を開催しまして、皆様方にご報告させていただこうと思っております。

以上でございます。

○小川委員長　　どうもありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対して何かご意見、ご質問等ありましたら、よろしく願います。どうぞ、三好委員代理。

○三好代理 茨城県の三好と申します。

何点か確認をさせていただきたいのですが、まず、移譲対象となる事務・権限ということで、道府県が実施している全てを考えていらっしゃるということで、その中で、3ページに事務の内容があるのですが、試験事務とか免状交付事務も含めて全てというような形で考えられているということですのでよろしいわけですね。そのあたり、どうなのかなとちょっと考えたのですが、実際は、試験の実施は全火協さんに委任して実施しているところなのですが、同じような形になったとしても、試験をやって免状を交付してきたというこれまでの部分はどうなっていくのかなというのがちょっとよくわからなかった。知事名で出した免状はそのままずっと有効で、その後の試験で合格した人が免状を交付された場合、市長名で出るなど、多分、それは市で実施する。そのあたりの試験のやり方がよくわからないなというところが1点ございました。

それと、道府県と指定都市の連携体制構築と書かれているのですが、具体的にどのようなことを考えられているのかなということを教えていただければと思います。

それと、実際に県の事務を市に移譲した場合に、県のほうですと、今まで事務をやってきて、いろいろなノウハウがあるのですが、ただ、きれいに整理されているというところがなかなか無いのです。例えば、法令の運用解釈についてもいろいろな形で出されておりますけれども、それを1回整理していただいて、それを都道府県なり指定都市に示していただけると非常にありがたいなと思っております。

以上です。

○福原火薬専門職 1番目の試験につきましては、現状では、原則論に則れば、知事といわゆる政令指定都市との関係につきましては、ほぼ同じであるということの考えで移行するという考えていますので、原則に則って考えると、おっしゃるとおり、知事試験は市長試験に移るということはあると思っております。ただその際、おっしゃるとおり、政令市にいる人が知事試験に受かったら無効になりますとか、そういうことは無いと思いますので、そこは経過措置等で考えていくことが必要だと思っております。

連携体制の構築でございますけれども、ここにつきましては、当然、決められた期間で完全に移譲できることもできませんから、情報交換の場みたいな、そういうものができるかということを考えているのと、あと、今まで1つの県に、違う場所にいろいろ事業所があったとか、そういう事例もあると思うのです。たまたま1つの事業所や火薬庫が指定都市にあるといった場合、そういうところはきちんと情報交換ができるような体制をとって

おくということも必要だと。そのようなことは含まれていると考えております。

3 番目につきましては、我々に対するご要望ということだと思っておりますので、そこについては検討させていただきます。

○小川委員長 よろしいでしょうか。他にご意見ございますか。見上委員、どうぞ。

○見上委員 日火連の見上といいます。

この権限移譲の件なのですけれども、2 ページ目の (2) に示されている、まず、全ての都道府県と指定都市が移譲に賛成であったということ、これは事実なのでしょうが、恐らく地方分権の流れの中で逆らえなかったのだと。何を逆らっているのだということ、多分、嫌々ながらも丸をつけたところがあると思うのです。

それはそれとしても、4 番目のポツに、指定都市における専門職員の養成及び専門性の維持、私たちが一番懸念しているのは実はここでして、経産省の方もご存じだと思いますけれども、各都道府県の窓口の質の低下、これはもう目を覆うばかりです。というのは、我々は販売業者でもありますけれども、消費者に対してもいろいろなノウハウを啓発したりしているのですが、要するに、窓口が火薬の「か」の字も知らない県の職員のところ、こちらはよく知っている人間が申請に行って、向こうがめちゃくちゃなことを言っても、嫌と言えないから、しょうがなく書類を揃えていく、というような現状。47 都道府県の中、ほとんどそうだと思います。ただ、そんな現状でありながら、政令指定都市がその権限を持ったときに、もっと目を覆うような状況が起きるのではないかと。それで先ほど専門職から、そういうのを防ぐ意味で講習会をやっていますと。私も実は講師をやっているのですけれども、では、1 週間の間に本当に彼たちがオーソリティーになれるのかと。その辺の懸念も考えて、今さら反対したって流れには逆らえないでしょうから、ただ、その辺をどうやって国が担保してくれるのかだけをお願いしたいと。これ、答えは要りませんから、とにかくそういうお願いを真剣にやったださらないと、結局、割を食うのは我々というか消費者。本来、いわゆる保安の最前線にいる人たちが、そういった流れの中で割を食うようなことになったということを考えると、ちょっと恐ろしいような気がするのです。だから、その辺、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

○小川委員長 ありがとうございます。経済産業省は、実態を勘案して、対処していただくようお願いします。

他にご意見。三浦委員、どうぞ。

○三浦委員 おはようございます。三浦です。

今、見上さんがおっしゃっていたお話というのは、前回、分科会のと時から、人の問題というのは常に大事なところで、私もずっと気になっていました。確かに内閣府のアンケート調査というのがこういう特殊性のあるものによった説明があったアンケートかどうかというところは、私たちにはわからないわけです。ただ、一般の消費者は、国のアンケートでは移譲に賛成なのですよという結果だけしかお伝えいただけない、そういう形になっているものですから流れはそうなのだと。今、見上さんがおっしゃったこととほとんどかぶるのですけれども、だからこそ、現場をご存じの方だけにこの心配は以前からずっとあったわけです。本当に移譲などできるのだろうか。

特に公務員の場合は転勤があったり、担当が変わったときに、毎年研修をやっていますということだけで、知識やノウハウというものが果たして本当に伝承され、担保できるのかどうかというのは、守られているのだと思っている消費者側からするとやはりとても心配なわけです。やってもやっても心配というのは尽きないものなのですけれども、ここは是非きちっとやっていただきたい。特に統一カリキュラムのようなものを組んで研修制度とか教育の制度はあるのでしょうかけれども、多分、全国になれば、気候の変動がいろいろあったり、地域性によって違いがあったり、人員確保の問題とか、転勤のこともそうですが、地域性に違い出てくることを全国統一でやろうとしていらっしゃるの、そこは非常に慎重な対応が必要だと思います。素人からみてもこんなに沢山の権限の条項があって、これは大変だ、と知らない者からするとそう思うのです。煩雑な事務手数だけではない、人のノウハウというものに関して重ねてのお願いでございます。

○小川委員長　ありがとうございます。どうぞ、東嶋委員。

○東嶋委員　ご説明ありがとうございました。東嶋です。

この議論は、皆さんおっしゃっているとおり、以前も十分してきたところで、資料の6ページにまとめていただきましたとおり、3ポツのところですが、3つの観点からメリットはなくて、権限を移譲するとしても様々なコストが要るのだけれども、そのコストに見合うべきベネフィットが見出せないと書いてございます。そしてその後に、各論7点ぐらい指摘があるのですけれども、今回の決定に関して、この部会で申し上げた論点について、例えば、コストに見合うべきベネフィットというのが見出せたのかどうかお答えいただきたいのですけれども。

○吉野鉦山・火薬類監理官　鉦山・火薬類監理官の吉野でございます。

今回の決定に関しましては、まず1点は、実際の事務能力という点が1つ論点としてあ

ろうかと思えますけれども、平成20年当時、火薬部会でご議論いただいたときは、基礎自治体、知事の権限を市町村にあまねく落としてしまうというのが前提の議論でございました。今回は政令指定都市というかなり大きな自治体、他の分野では基本的に知事と同じ権限を既に行使している自治体の長への権限移譲というのが前提となっております。

その中では、今、東嶋委員よりご指摘ございましたコストに見合うベネフィットというところでございますが、そういう意味では、全ての市町村の担当職員に対して専門性を持たせるコストというようなことではなく、政令指定都市、数は20でございますが、ということでの職員の方々に対する研修などを中心としてやっていくという点。また、その一方で、ベネフィットという意味では、個々の許可や申請などを求める事業者の方々にとって、ある意味、より身近な自治体の窓口に行くことができるということがあろうかと思えます。その一方で、行政区分がより細かく分かれていくものでございますから、その調整といったようなところは、行政区分が若干分かれてしまうようなところに、その事業者の方の活動がある場合には、2つのところに申請を出さなければいけないといったようなところも生じるわけでございますけれども、基本的には、より身近な自治体に対して事業者の方が相談に行けるということが一番大きなメリット。地方分権の趣旨ではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○小川委員長　よろしいでしょうか。他にございますか。三宅委員、どうぞ。

○三宅委員　横浜国大の三宅です。ご説明ありがとうございました。

今、いろいろな議論を伺っていて、やはり一般消費者、それからいわゆる一般市民、非常に懸念を感じているということはあると思います。今のコストベネフィットという問題もそうなのですが、基本的に火薬類取締法という非常に厳しい法律なわけです。これは、基本的には火薬類というのは取り扱ってはいけないのだと。特別に許可を得た者、あるいは免許をもった者だけが取り扱えるという非常に厳しい法律であるということから、一般的な地方への権限移譲というものと同列に扱っていいものかというのが、私の中でも少し混乱というか、考えを整理しなければいけないと思っています。

ですから、大きな流れというのは確におっしゃるとおりなのですが、火薬類というのは、先ほどからお話が出ているように、特殊性を持った物質に関する法律であるという趣旨を考えて、非常に慎重な取り扱い、特に1ページ目に書いてあったように、災害防止及び公共安全確保の観点から、移譲対象とすることが困難な事務・事業があるのであ

れば、その移譲については慎重に検討するというようなことなので、是非慎重な取り扱いをお願いしたいというように最後をお願いします。

以上です。

○小川委員長 ありがとうございます。他に何かご意見。新井委員、どうぞ。

○新井委員 少し教えていただきたいのですが。移譲することによって利便性がという点がありましたけれども、例えば、具体的に北海道であれば、道庁は札幌市にあって、札幌市に移譲されると同じように札幌に市庁があると思うのです。そこで、例えば、北海道の端の方の人たちは何のメリットがあるのかなというところがいまいよくわからない点です。その辺、いかがでしょうか。

○吉野鉦山・火薬類監理官 おっしゃるようなご指摘はごもっともな部分があるかと存じます。地理的にいえば、北海道の例でいえば、札幌市内の事業者であれば、物理的な距離は道庁に行かれるのも市庁舎に行かれるのも同じぐらいの距離であろうかと存じます。県内に複数の政令指定都市があるような大都市圏におきましては、県庁所在地と政令指定都市の市役所がある場所が違うような事例はあろうかと存じます。

もう1つは、やはり、ふだん事業者の方は、火薬類取締法だけではなく、いろいろな意味で、建造物であれば建築基準法でございまして、いろいろな形で許認可を都道府県でございまして、市町村から受けているわけでもございまして、そのような意味で、常日ごろ、やはり接点が多いのは政令指定都市のほうであろうということでもございまして、都道府県より政令指定都市のほうが、ふだんの接点が多いということで、身近な存在と考えている次第でございまして。

○小川委員長 ありがとうございます。いいでしょうか。

○新井委員 もう一点よろしいですか。アンケートの結果として、賛成だという話でした。移譲するほうは仕事が減るので賛成、よくわかるのですけれども、移譲されるほうの仕事が増えるのに賛成するというモチベーションが、私、非常に単純な人間なのでよくわからないのですが、その辺はいかがなのでしょう。

○吉野鉦山・火薬類監理官 そこは、仕事の増減でいい悪いというような、そういう側面というよりは、政令指定都市の方々からは、それによって政令指定都市としての存在意義、ないしは住民に対するサービスがより包括的にできるという面に着目して、移譲を受けることには賛成であると。ただし、その一方、今後の議論ということで、先ほどご説明したような人員の手当てでございまして、そのための財源の手当てはちゃんとされると。

そのちゃんとされるというのが県からされるのか、国からされるのか、自分たちでしていくのかといったようなところは、今後、しっかりとご議論いただいて、そこは確認していくということかと考えております。そういった必要なリソースの手当てを考えていくという前提の上では、住民に対するサービスの向上は、政令指定都市としてはぜひ取り組みたいというお考えかと理解しております。

○小川委員長　いいでしょうか。他にございますか。どうぞ、見上委員。

○見上委員　時間をとらせて申しわけありません。現在、当然、地方47都道府県があるわけですけれども、例えば火薬のことで疑義が生じた場合に、必ずダイレクトに国のほうに質問が来るわけですよ。政令指定都市が20ですか。そうすると、今度、67の自治体から、ああではないこうではないと質問が絶対来ると思うのです。まして、わからない。そうすると、申しわけないけれども、国のほうの受け入れ体制はできているのですかと。専門性のある方が国でいらっしゃるのか。そういう方々の養成もまた必要なのではないかと。いわば本当の専門職というか、例えば、あの人に聞けば法律だろうが技術だろうが、火薬に関しては全部わかるのだと。そういう方が仮にいらっしゃるならば大いに結構なのですけれども、その辺もまた1つの検討材料にさせていただければと思います。

○村上大臣官房審議官　今の委員のご指摘、国のほうもしっかり体制をとというのは当然でございますので、我々、できる限りしっかり体制を作っていきたいと思いますし、それから、専門性を高めていくということもやっていきたいと思っておりますので、また関係の皆様にはいろいろご指導いただきたいと思っております。

○小川委員長　小勝委員、どうぞ。

○小勝委員　今の件とちょうど同じような話をしようかと思ったのですが、関連があるので、煙火協会の小勝と申します。

既に煙火は、もう大分前からほとんどの部分が都道府県のほうに移譲されております。移譲されたほうの都道府県が、今度はそれぞれの市町村に移譲したり、あるいは消防本部に移譲したりしております。

実際そうすると2つ問題がございます、同じような出来事が、解釈がやはりいろいろな場合で変わってくる場合がある。そういった場合、あるいはまた同じほうがいい場合もございますが、我々の煙火というのは伝統産業の部分もございますので、地方性という部分も加味すると、一概に同じである必要はないと思われるところもございます。ただ、保安に関していえば、当然、ある程度共通の部分があると思っておりますので、そこら辺を移譲さ

れた先の方が疑問に思ったときに、先ほどの見上さんのお話ですが、国のほうにお聞きになるのだろうと思うのです。そういった共通の解釈の部分、あるいは地方独特の解釈をしてもいいのではないかとと思われる事項、そういったものを審議していただくような機関とか場所とかがあれば、移譲後もいろいろな問題がだんだん出るとは思いますが、そこら辺は何らかの形で対応していただきたいなと思っております。

○小川委員長　ありがとうございます。他にございますか。古川委員、どうぞ。

○古川委員　消費科学センターの古川と申します。

消費者として、6ページの(1)のところでは、安全が損なわれることがあってはならないとありますけれども、(2)から(8)まで、最後を見ていると、全部対応し切れないのではないかとか、困難となるおそれがあるとか、懸念されるとか、そういうので終わっているのですけれども、一般消費者としてはとても不安に思いますので、特に(2)とか、国の研修制度では研修対象者が多過ぎて対応し切れないのではないかとありますけれども、対応し切れないのではないかとはいってられないと思うので、とても不安な結論というか、全部見ていると思いますので、しっかりと対応していただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○福原火薬専門職　ご指摘いただきましたとおり、今後の検討に当たっては、そこら辺も、もちろん古川委員以外の皆様からいただいたご意見も踏まえて検討していきたいと思ひます。

○小川委員長　どうもありがとうございます。他にいかがでしょうか。高嶋委員、どうぞ。

○高嶋委員　日建連の高嶋でございます。

7ページの消費現場が複数にまたがる場合、特に今回、指定都市等に移譲すれば、この(5)、(6)に書いてあるとおりなのですけれども、本当に煩雑になってくる。今も県同士で県をまたぐ場合でも、我々は窓口に対応をお聞きするわけですけれども、全国的に統一がなされていないと思っております。特に政令指定都市等に移譲されたときに、そういう混乱がさらに大きくなると思ひますので、このあたりの統一をぜひともご指導いただけたらなと思ひます。

まず、(6)の運用解釈等にでも、いろいろな法解釈で、今も都道府県同士で運用の違いが相当出ておりますので、このあたりは、特にこういう権限を移譲されたときに統一できるようなご指導をぜひともお願ひしたいなと考えております。

○小川委員長　ありがとうございます。他にご意見ございますか。出口委員、どうぞ。

○出口委員　全火協の出口です。

今、皆さんからいろいろなご意見が出ているのですが、私もほとんど同じような意見になるのですが、1つには、指定都市とそれ以外の都市の取り扱いという部分については、仮に、よしんば指定都市があつて、その県の中の違う都市はどうするのという部分もありますよね。実質的に考えると、絶対的にはそこに数、例えば審議する人間、あるいは移譲していくほうにしても、結果的には数が多くなるのではないかという気がするのです。どっちかといったら、スモール化を目指してというような考え方がベースにあるのだらうと思うのですが、実態としての対応するべく体制というのが大きくなってしまふのか、あるいはもっとスモール化できるのかどうか。これが1つです。

もう1つは、スケジュール案というものが2ページ目にございますけれども、4月上旬にアンケート調査を行つて、6月、7月に調整を行いますと。それで、8月上旬の火薬小委員会でもう一回審議しましょうという話だと思つてのですが、現実的にこの期間の中でそういう調整が機能するのかどうかなののですが、この2点、お伺いしたいと思つています。

○吉野鉦山・火薬類監理官　自治体、県なり政令指定都市での実務の体制が大きくなるのか小さくなるのかという点かと存じますが、そちらは今後、都道府県、政令指定都市と具体的に調整してみないと、私ども、必要となる人数の増減というところは、今、把握していないというのが正直なところでございます。

それと、スケジュール案のほうでございますが、とりあえずこの案で今、内閣府を通じて都道府県や政令指定都市にお願いを申し上げているところでございまして、今のところは、概ね対応可能というような感触を得ているところでございまして、もちろん本日、皆様方からさまざまなご指摘、ご意見をいただいたところでございまして、必要な時間はしっかり確保して検討は進めていく、これは大前提と考えているところでございます。

○小川委員長　よろしいでしょうか。他にございますか。では、いろいろご意見ありがとうございました。

それでは、移譲に向けた課題と対応、この件につきましてご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、ご異議無いようですので、本日のご意見のいろいろ趣旨を踏まえまして、事務局のほうでご検討いただき、次回の火薬小委員会では、移譲までの期間等をあわせてご

報告くださるようお願いいたします。では、ありがとうございました。

それでは、議題2、実包火薬庫の技術基準の改正について、事務局、ご説明をお願いいたします。

○福原火薬専門職　それでは、資料2に基づきましてご説明させていただきます。

検討の趣旨ということでございますが、火薬類取締法では、火薬類は火薬庫において貯蔵しなければいけないということになっておりまして、火薬庫の設置につきましては、火薬類取締法施行規則、いわゆる省令で技術基準を課しておりまして、それを守らなければいけないということになっています。火薬庫の中にはいろいろな種類がございます、そのうち、実包、いわゆる鉄砲の弾です、を貯蔵するような実包火薬庫につきましては、規則の第23条で保安物件との間に十分な保安距離を確保して万が一の爆発に備えることが必要ということで、技術基準を課しております。

最近、実包火薬庫の周辺の環境をみますと、昔は田舎だったところが、だんだん家が迫ってきたりして、十分な保安距離がとれなくなってくると、今度は貯蔵量を減らさざるを得なくなるというようなことが出てきます。そういうのを避けると、今度、人里離れた山のほうに火薬庫を設置するというようなことになりまして、最近の豪雨とかそういうもので、土砂崩れ等で火薬庫の火薬類が流出するような事故が起こるというリスクも高まっているということでございます。

こういうことを踏まえまして、結局、実包庫を置ける場所の自由度をある程度高めていくことが必要で、その制約要件になっているものとして何かというと、やはり保安距離なのかなということでございます。そういうことにつきまして、平成24年の予算で技術的な検証を行いまして、その知見に基づいて、実包火薬庫の貯蔵量に応じた保安距離の見直し等の技術基準の改正について検討を行っていこうと思っております。

今回お諮りしたいものにつきましては、まず、今回の実験で得られた成果に基づいて、技術基準の改正の方向性について、この小委員会でご了解いただきまして、実際の規定ぶりとかそういうものにつきましては、この小委員会の下の産業火薬保安ワーキンググループで詰めていくということでご了承いただければと思っております。

2ポツ以降、具体的にどういう実験をしたかということでございます。まず、実包火薬庫の安全性の確認の実施ということで、我々が懸念している事項としましては、実包火薬庫に入っている実包、鉄砲の弾が一遍にドンと爆発するかというような懸念があって、それなりの保安距離を今まで設けてきたところでございます。そういう観点から、まず、実

包を加熱したとき、いわゆる爆発したときにどういう挙動を示すか。それから、隣で爆発したときに、隣にある弾がさらに殉爆する、爆発がお隣に伝わるかとか、そのようなことを実験させていただきました。その後、実際に実包火薬庫を造りまして、それで実際に火災を起こして、その様子を確認したということでございます。

ここから先、具体的に実験の概要ということで、内容を説明させていただきたいと思っております。

資料の7ページ目です。まず、実証実験で使用しました実包、鉄砲の弾です。ライフルの弾でございますが、2種類使っております。薬量は大体3から4グラム。それから、国内で比較的薬量の多い弾を使っているのと、もしくは銃の耐久性の試験に使われるような比較的特殊な弾を今回、2種類選んで実験いたしました。

8ページ目をみていただきたいと思います。加熱試験ということで、まず、2つ実包を横に並べて、片方を火であぶったということで、そこで1つを破裂させましたということでございます。

実験結果として、四角の枠で囲っておりますが、表面温度が200℃位で実包が破裂します。そして、弾が飛んできましたということでございます。ただ、並べて加熱して、片方が破裂しても、隣の弾は破裂しませんでしたということでございます。

加熱試験②は、垂直並列ということで、9ページ目の絵をみていただければありがたいと思いますが、今度は弾を縦に2つ並べて、それで下から火であぶりましたということでございます。

その結果、下の温度で240℃位で、やはり下にある加熱部に近い実包が破裂。そして、弾頭は飛びましたということです。ただ、やはり隣の接している実包までは破裂はしませんでしたということでございます。

同じように、今度は加熱試験③で、重並列ということで、梱包状態、実際に箱に入れられた状態で20個並べてトーチバーナーの炎で加熱して、また発火させましたということでございます。加熱された実包は、やはり箱の内側の温度で260℃位で破裂しています。ただ、隣接している隣の弾に対しては伝爆はしていませんということでございます。

次、今までの予備実験の内容で、やはり実包の弾は飛び出したということもございましたので、予備実験として、飛翔実験というのをやっています。実際に弾をあぶって発火させたときに、弾頭がどれぐらい飛ぶのか、そしてどれぐらいの勢いで飛ぶのかということで実験をいたしました。

加熱で破裂した実包の弾頭の初速は18.9から28.2 m/s ぐらい。転がりも含めてですが、27.2 m ぐらいまで到達するものがありました。ただ、この値というのは、ライフルに入れて弾を発射させた速度から比べれば10分の1以下。ライフルに入れて撃つと800 m/s ぐらいの初速で出てきますので、そういう意味ではるかに弱い飛翔のエネルギーだと考えております。

弾頭の初速と飛距離ということで、火であぶって飛ばすと同じ条件で調べることができませんので、今度、ゴム鉄砲、要はゴムのパチンコを用いて、弾頭の初速と飛距離の関係の実験をしております。

いろいろ割愛させていただきますが、大体実験の結果としましては、12ページで見ていただきたいと思います。2種類のライフルの弾頭で、異なる初速で被衝突体、発砲スチロールの板、合板、コンクリートにぶつけて、どういう損傷があったかということを確認しています。

損傷結果は、①、②、③の表に書かれておりますが、まとめて申し上げますと、実包は先ほどの実験で、弾頭が19から28 m/s ぐらいの初速度で飛翔することが確認されていますということで、今回、弾頭だけをゴム鉄砲、パチンコで飛ばして、同じような速度で飛ばしてみると、数ミリの合板を損傷させるぐらいの威力であるということでございます。

次に、本実験ということで、14ページをご覧くださいと思います。

外部火災実験ということで、火薬類取締法の技術基準に従った実包火薬庫を造りまして、その中にライフル実包17万2千個を置いた状態で、外側から薪と灯油による火災の実験を行いました。火災の暴露時間は約60分です。その中で、実包の挙動と火薬庫内の温度についてのデータをとりました。

具体的な絵は15ページ目に写真が載っております。実際に造った実包火薬庫の外観が図2-2のとおりで、外側はコンクリート製、そして、ドアは鉄の3mmの鉄板製ということになっております。火薬庫内は木質の材料で被覆されております。図2-4が実包の設置状況ということで、17万2千個をここに積んでおります。そして、薪の設置状況ということで、四方に薪を並べて、実際に火をくべて燃やしましたということでございます。火災が続いているのは大体60分ということです。

それで、結果としまして、また14ページに戻っていただきたいと思います。14ページの四角の枠を見ていただきたいと思います。まず、外側の火炎の温度は800℃を超

えます。そして、コンクリートの外側、実包庫の外壁の最大温度は 543℃まで上昇しております。しかしながら、コンクリートの内側の壁、実際、実包が入っているほうの壁の温度は最大23℃。そして、室内温度が46.2℃ということでございます。そういう意味で、厚さ20cmの鉄筋コンクリートの壁は一定の断熱性能があって、60分の火災においては実包火薬庫内部の雰囲気温度は、実包が破裂するような温度までは至らない。先ほどの予備実験でありましたように、大体200℃を超えると実包が破裂するということでございますので、1時間程度の火災では実包が破裂するような温度まで上がらないということがわかったということでございます。

次に、もっと厳しい事象として、実包庫の内部で火災が起きた場合を想定して、内部火災実験というのを行いました。先ほどの技術基準に従って造った実包庫の中に、今度は実包1千個を置きまして、それで鉄製の扉をあけた状態で、内部で薪と灯油による火災を、火をつけて様子を見ましたということです。

その結果でございますが、四角の中でございますけれども、当然、内部の火炎温度は急激に上昇して、実包の入った段ボールの中に設置した温度が106秒後ぐらいで240℃に達しますと実包の破裂音が聞こえ始めますということで、そこもパンパンパンという形で、実際、破裂音が聞こえ始めまして、10分ぐらいで全て破裂し終わったということでございます。今回は実包庫の内部で火災を続けるために、わざと実包庫の扉を開けて実験しております。そういう意味で、扉を開けた場合には、やはり一部、実包の部品、もしくは弾頭がドアの開放部から外に飛び出しております。ただ、1千個の実包が一遍に爆発することはありませんでしたということでございます。

この実験結果をもとに、2ページ目に戻っていただいて、実包火薬庫の技術基準の改正の方向性について、私どもとしてまとめさせていただいております。

3ポツのところを読ませていただきます。実包火薬庫に関する安全性確認実験から得られたデータに基づく評価結果から、実包及び空包の最大貯蔵量が10万個まで。これ、最大17万2千個まで実験したので、安全率をとって10万個ということにさせていただいております。の実包火薬庫について、遵守しなければいけない技術基準を以下のとおり改正することとしたいということです。

一つ、保安距離につきましては、貯蔵量10万個までの実包火薬庫につきましては、外部火災試験、火薬庫の外で火事になったとしても、内部の温度上昇は確認されませんでしたということです。そして、中での火災実験においては、燃焼する実包の挙動を確認する

ために、そして、空気を入れるためもあるのですけれども、わざと扉を開けて実験をしましたということで、扉の開いているところから実包の飛び出し等はありません。ですが、火薬庫自体が傷つくとか破壊されるとか、そういう事象は起こっていませんということで。

それから、この実験を踏まえて、実包火薬庫が外部の火災にさらされて、もしくは内部の火災が発生したということも考えたとしても、今回の実験結果から、今の技術基準に従って造られた実包火薬庫につきましては、外部火災による実包への熱の影響がまずない。それから、内部火災で万が一、実包が発火したとしても、外部への影響を防止するための性能が十分あると考えております。

そして、内部から発火して破裂した実包の保有エネルギーは低くて、実包庫の外扉、3mmの鉄板を閉じれば、実包の飛散を阻止することが十分にできるのではないかと考えております。

そういうことで、以上のことから、実包及び空包の最大貯蔵量が10万個までの実包火薬庫については、保安距離をとらなくてもよいこととする方向で検討していきたいと考えております。

それから、避雷装置についてでございます。避雷装置につきましては、落雷による火薬庫内部の火災を防止することが設置の目的であります。今回の実験からは、内部で火災が起こったとしても全部が爆発するとか伝爆することはないということも考えておりますので、そういう意味では、10万個以下の実包火薬庫につきましては、避雷装置は設置の義務は不要ではないかと考えております。

それから、3ページ目でございますが、空地。火薬庫の境界には、野火とか山火事等の外部からの延焼を防止するために、幅2メートル以上の防火のための空地を設けることとしております。しかし、今回の実包庫の外部火災実験では、外部が火災に遭ったとしても、火薬庫内部が急速に温度が上がることはないということも考えられますので、今回、10万個の実包火薬庫に限っては、空地の設置義務を課さないこととするということも考えております。

これにつきまして、具体的な技術基準の検討につきまして、5月ぐらいに、この小委員会の下で産業火薬検討ワーキンググループで検討いただきまして、詳細な技術基準を策定して、パブリックコメント、そして、規則の改正を行ってまいりたいと思っておりますのでございます。

以上でございます。

○小川委員長　　どうもありがとうございます。

では、ただいまの説明につきましてご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。三宅委員、どうぞ。

○三宅委員　　三宅です。どうもありがとうございます。

ご説明、よく理解しました。実験をベースにして、いろいろ検討されているということで、まずは合理的な結論に至ったのではないかと印象をもっています。ただ、一方、ちょっと質問がありますので、教えてください。

例えば1ページ目のところで、リスクという言葉を用いているわけですがけれども、この法の考え方からいって、リスクというのはかなっているのでしょうか。すなわち、発生する確率であるとか、それによる影響、あるいは保有するリスクというものを考えてこういう表現をされているのか、そもそも火薬類取締法にリスクという考えを用いて問題がないのかどうか。

○福原火薬専門職　　表現が余り適切ではなかったのかとあっていて、私たちが言いたかったのは危険性について評価をしたかったという意味でございまして、「リスク」という言葉の使い方が余り正しくなかったと思っています。

○三宅委員　　わかりました。

もう1つですがけれども、そうすると、今回は検討されたのは火災に対する危険性を評価して、その結果、実験で問題がないことが確かめられたという結論だと思うのですが、この保安距離に関しては、対象とする事象としては、こういった外部火災ですとか内部火災という火災に限定した考えで保安距離を検討するという事で問題ないのですか。

○福原火薬専門職　　今の保安距離の考え方でございますけれども、おっしゃるとおりで、この距離というのは基本的には、火薬が爆発することによって周りにどれぐらいの影響を与えるかということで考えております。そういう意味で、実包庫において考えられる爆発事象としましては、火災で、もしくは何かの形で1つの弾がはじけたら、全部がドンといくのではないかと。そうしたら保安距離が必要だと思うのですがけれども、もし1個だけだったら不要ではないかと考えておりまして、そういう意味で、実包庫に入っている実包が全部爆発するかもしれない蓋然性が一番高いのが、今回、火災だと判断して、実験をさせていただいたということでございます。

○三宅委員　　先ほどの、リスクという言葉を使わないという修正がかかると思うのです

けれども、リスクというように仮に考えた場合には、当然、想定するシナリオというのをまず抽出しなければいけない。それぞれのシナリオに対して、それぞれの確率だとか影響を検討して行って、そして、当然、評価基準というものに従って、リスクが所定の値より小さいかどうかという検討で安全を考えていくというのがロジックだと思います。その場合に、今回の場合は、シナリオとしては火災を限定して取り上げた。その根拠としては、これがいわゆるリスクというか、危険性が一番大きいであろうという前提で火災に着目したという考え方。その評価の基準としては、そこに存在している実包、あるいは火薬の類いが同時に全部爆発しないということの評価基準としたということですよね。ですから、1個、2個はじけるといえるのは、十分コントロールできるレベルであるという意味で。

○福原火薬専門職 はい。1個、2個の破裂については、実包庫の構造基準で十分カバーできる範囲だと考えております。

○三宅委員 わかりました。

○小川委員長 いいでしょうか。東嶋委員、どうぞ。

○東嶋委員 ご説明ありがとうございました。恐縮ですが、基本的なことをお伺いしたいのですが、このコンクリート製の火薬庫というものはどの程度の地震への耐震性が証明されているのでしょうか。多分、私どもが心配しますのは、大きな地震があつて、この火薬庫自体が何かひび割れなどが起きて、そして火災が、ものすごい火が来たりしないかなどということ想像してしまうのですが、耐震性のことについてお伺いさせていただきます。

○見上委員 では、私が。全国に当然、販売店だとか消費者、火薬庫、建っていますけれども、まず、済みませんが、火薬庫の基準を規則から読み込んでいただければすぐ答えが出てくるのです。というのは、普通の一般的な火薬庫、例えばダイナマイトとか、そういうものを貯蔵する火薬庫というのは、コンクリートが18cm以上になっているのです。屋根は、もし爆発したときに吹っ飛んでも周りに影響を及ぼさない軽いものでやりなさいということは、屋根なんて軽い材質のものなのです。それから、窓口、建物において地震で一番影響を受けるのは開口部であつて、窓だとか扉の部分が大きければ大きいほど耐震性がないといわれているのはご存じだと思うのですが、火薬庫というのはほとんどクローズされて、窓といっても小さな明かりとりぐらいにできている。それが一般的な火薬庫であつて、この実験で使った図面を見ていただくとおわかりいただける。15ページに、この実験で造った火薬庫がありますけれども、外で3.6mの4.4m。コンクリ

ートで20cmで、しかも屋根まで。実包庫というのは屋根まで全部20cmのコンクリートで囲いなさいという規則になっていますから。

これだけのスペックで17万2千個入れたわけですがけれども、実際に10万発を入れる火薬庫を設計するとなると、恐らく大きさが2.5mの2m、もしくは2.5真四角ぐらいの大きさになるのです。それで壁は20cmのコンクリートですから。耐震性をやったかというやっではないけれども、計算ですぐ出てくる。普通の一般住宅よりもものすごく丈夫なトーチカみたいな造りになっていますから、地震には十分耐えられるということで今回、ただ火災だけを実験させていただいたということになっています。

そういうことでございますけれども、もし必要であれば、この耐震性が有るか無しかの計算は、私、東嶋さんにお出ししても結構ですが。

○東嶋委員 いや、そういう意味ではなくて。今のお話をお伺いしますと、火薬をある程度中に詰めても、爆発してもそれに耐えられるような強固な造りだから耐震性は既にカバーしているというようなお考えなのかなと受け取りました。それはわかったのですが、基本的に火薬庫が住宅街にあたり山間部にあたりして、そして、今回の実験では火災には大丈夫だというのはわかったのですが、耐震性というのはそもそも求められていないのでしょうか。もう既に防火対策、爆発対策というもので耐震性をクリアしているというお考えなのでしょうか。

○宮地火薬類保安対策官 基本的には、この間の東北の大震災のときも、実包庫が壊れたというような事例は1件もありませんでしたので、そういう意味では、地震に対しても、問題ないと考えているところです。

○東嶋委員 わかりました。ちょっと時間もないので本日の後のほうで自然災害の対策というのもあると思いますので、またそこでお考えいただければと思います。ありがとうございます。

○村上大臣官房審議官 基準があるのかどうかの質問に答えてください。

○福原火薬専門職 済みません。今のお答え、まさに技術基準として耐震基準を求めていますかというご質問に対しては、明示的に技術基準の条項では求めておりません。それが現状でございます。

○小川委員長 よろしいですか。他に何かございませんか。

それでは、技術基準の改正の方向性についてはご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、ご異議はございませんようですので、これに関しては、産業火薬保安ワーキンググループにおいて、技術的な観点から、その安全性について検討していただくよう、よろしく願いいたします。では、ありがとうございました。

それでは、次は、一般消費者向け製品の適用除外火工品審査実施要領（内規）の適用についてです。事務局から説明をお願いいたします。

○福原火薬専門職　それでは、資料3についてご説明させていただきます。

1 ポツの火薬類の保安法におきましては、原則、全ての火薬類について、製造、販売、貯蔵、消費等の取り扱いを規制しているところでございます。ですが、火薬類取締法で、災害の発生及び公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないものであれば、経済産業大臣が指定して、法の適用から除外しています。これが適用除外火工品ということでございます。

昨年の12月、本小委員会の下の火工品ワーキンググループにおいて、適用除外品を指定するに当たっての適用除外火工品審査実施要領というのを審議いただいて策定したところでございます。今、最終的に公表する手続をやっておりまして、4月中旬ぐらいを目処にその手続をしているところでございます。内容につきましては、どういうものかといいますと、3ページ目に内規案というのをつけております。

審査基準としましては、Ⅲで書かれていることございまして、通常の手続きにおいて安全性が確保されていること。それから、流通から廃棄までの仕組みが確立されているなど、公共の安全に支障がないこと。この2点をみることになっています。

通常的安全性が確保されていることにつきましては、もう2枚めくっていただいて、7ページ目、8ページ目に記載しております試験、かいつまんで説明しますと、外殻構造試験ということで、要は、分解して中の火薬が取れませんよねというような確認。それから、通常点火試験ということで、実際に火工品を点火することによって、それがドンと大爆発するとか、もしくは非常にエネルギーの高いものが出てくることがないこととか、そのような確認をしております。全ては説明しないですが、かいつまんで説明しますと、そういう感じです。そういう安全性の試験をやって、判定基準を満たしているものについて、適用除外を認めていこうということを考えているところでございます。

それで、申し訳ございません、また1ページ目に戻っていただきます。2ポツの一般消費者向け製品ということで、諸外国で、雪崩対策用のエアバックということで、雪崩に巻き込まれたときに引っ張ると浮き袋みたいなものが膨らんで、雪崩の上に浮いてくるとい

うようなエアバック。それから、自転車用のヘルメット、普段は襟巻みたいな状態になっているのですが、自転車で転倒とかぶつかった際に膨らんで頭の上をカバーするような、エアバッグが出てくるような、そういう少量の火薬を使った一般消費者向けの製品が販売されていますということでございます。これら火工品を国内で使用するためには、譲受許可、消費許可、それから、それら製品を貯蔵するときは火薬庫に貯蔵しなさいですか、廃棄の際は許可を取って下さいとか、そういう火取法上の手続があって、一般消費者が容易に取り扱うことが難しいというような状況になっています。

2 ページ目のところでございますが、考え方をこれからご審議いただきたいことなのですけれども、一般消費者向け製品の適用除外火工品の指定ということも考えることができるのかと考えております。ただ、一般消費者向けの適用除外火工品に指定する場合は、先ほど一番最初にご紹介しました、策定、公表作業中の適用除外火工品の審査実施要領は、基本的にはB to B、いわゆる業者が使うものを前提にして考えていますけれども、今回の一般消費者向け製品につきしては、やはり火薬類に関する知識とか製品の管理、使用、廃棄方法は、業者さん、いわゆるプロの方が使うものとちょっと違うということもありまして、適用除外火工品の指定基準に加えて、下の①から③の条件をつけ加えるようなことを考えたかどうかということでございます。

一つ目としては、やはり先ほどご説明しました、火薬類が簡単に取り出せないことだけではなくて、火工品のメカニズムが明らかで、まさに火工品による炎が直接外に出ないようなもの。火薬類がもっているエネルギーが極めて低いこと。あと、ここは安全性と若干違うのかもしれませんが、やはり火薬類を使ったような商品というのは危ないものですから、人命保護に用いるものだけに当面の間は範囲を限定するべきではないかというようなことを考えたかどうかと、思っているところでございます。

これらの追加条件につきましては、先ほどご紹介しました適用除外火工品審査実施要領において、別紙の外殻構造試験とか、先ほどの通常点火試験とかの判定基準に加味するとともに、流通から廃棄までの過程において公共の安全に支障がないかということも審査したいと思っております。

(2)ですけれども、やはり適用除外の要件に当たらないような一般消費者向けの製品というのも多分出てくるかと思えます。それにつきましては何らかの規制緩和ができないかということを考えています。やはり緊急時の人命保護を目的としたものについては、ちゃんと管理をして使っていけば、そもそも非常に災害発生とか公共の安全に対するリスク

に対して目的としたものについては、やはり一定の要件下で使うほうが世の中のためにはなるのではないかと考えております。そういう意味で、これら火薬類が取締法で求める一定の要件を、例えば現状あるものは、譲渡の許可、それから、譲渡の許可は取っていただいて、所持者はしっかりしていただきますけれども、消費の許可が要らないとか、そういう一定の緩和をすることが考えられるのではないかとこのことを検討したいと考えております。

この内容につきましては、やはり5月ぐらいに開催を予定しております火工品検討ワーキングで検討させていただきたいと考えているところでございます。

かいつまんでございますが、以上です。

○小川委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対して何かご意見、ご質問をお願いいたします。三浦委員、どうぞ。

○三浦委員 ご説明ありがとうございました。2点意見がございます。

1点目は、別紙にございます適用除外火工品の審査実施要領というものがきちんと明文化されたことは良かったと思います。やはりこのように誰がみてもわかりやすい形式できちんと要領を作っておかないと、それこそ担当が代わったときに、わからないとか、いろいろなことが起こるので、きちんとこういう要領を作っておいていただいていたよかったですなということが1点。

もう一点、これはお願い事でございます。何かと申し上げると、これは消費者に非常に関わるところなので、重要な案件だと思っております。私が一番懸念しているのは確かに今の段階では命に関わる、特に2ページにあります(1)の③、人命保護等に用いる、例えば今ある着用型自動除細動器の薬液射出装置。これ、多分AEDのことですよ。

「(AED)」とか書いていただくと大変親切だと思います。こういうものとか、命に関わるようなもの、あとは雪崩のときにカバーしてくれるものとか、それらは非常に大事だと思いますが、今現在と多分火取法とかいろいろな法律ができたときとでは一般消費者が物入手できることが大変変わってきております。

何を言いたいかというと、ネットです。ネットの通販で、今、どんなものでも買うことができますし、調べればいかなる商品でも世界中から瞬時に購入することができるように時代が変わってきている。要するに、消費の現場、購入の現場が変わっているのです。ですので、例えば、私はいつもiPadとiPhoneを持っていますが、本

当に一瞬にして地球の裏側のものを、明日おうちに届けてねといえれば不可能ではないような時代になってきていることに準じて考えていかなければいけないと思っています。

ですので、多分、私も知らない、どなたも知らないような商品がどこかにあって、悪用されるといふことも当然あるでしょう。それから、そういう想定し得る危険性みたいなものもお考えの中に入れておいていただきたいということと、適用除外のものをつくって入手しやすくするというは、ある意味、消費者には、利便性を考えたら、良いこと、メリットもあるけれども、取説とかそういうものをきちんと必ず付ける。輸入品であればきちんとした翻訳を付ける。それから、危険性があるものは、特に表示の部分で強調して書いていただくような取扱説明書をちゃんと付けなさいとか、そういうことを言っていただきたい。法律では無理であっても必ずそういうものを付けるというようなことをどこかに加えてもらえるといいなと思いました。以上です。

○小川委員長 ありがとうございます。いいですか。

○福原火薬専門職 わかりました。まず、ネット通販につきましては、どうしたらいいかというのをこれから考えたいと思っているところです。あと、説明書とか表示につきましては、ご指摘を踏まえて考えさせていただきます。

○小川委員長 よろしいでしょうか。他にございますか。特にご意見ございませんか。

それでは、一般消費者向け製品について、適用除外火工品に指定する際には、さらに条件を追加することについてはご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議ございませんので、では、今後、火工品検討ワーキンググループにおいて、技術的な観点から、その安全性について検討をよろしくお願いいたします。では、ありがとうございました。

それでは、一応、審議事項はこの3点ですが、次から報告事項です。まず、議題4、平成25年の火薬類取締法関連事故についてです。では、説明をお願いいたします。

○宮地火薬類保安対策官 資料4をご覧ください。

火薬類に関する災害の発生件数は右肩下がりで減っておりまして、近年は40件前後で推移しております。平成25年は79件になっております。

人身被害に関しても減少傾向でして、死傷者数は近年では、おおむね40名前後で推移しているということになっております。死亡者数に関しましては、この4年間は発生していないという状況になっております。

2 ページ目をご覧ください。ここ 10 年間に关しまして、図 2 を作成しております。A 級事故は発生しておりません。また、事故件数及び死傷者数をみますと、10 年間ほぼ横ばいで推移していると思いますが、25 年は、事故件数及び負傷者数は共に増加しております。特に煙火の消費の事故が昨年と比べると多かつたということで、この後に出てきますけれども、都道府県等に対しまして注意喚起等の文書を昨年 8 月に出しております。

3 ページ目をご覧ください。先ほど申しましたように、25 年に関しても A 級事故は発生しておりませんが、B 級事故については 3 件発生しております。

表 1 にありますけれども、2 件は、1 年以内に同一の場所で C 級事故が 2 件発生したということで B 級扱いになったものです。

7 月 31 日に発生したものに关しましては、がん具煙火が恐らく横転したことによるのだろうと推測しておりますが、負傷者数で重傷者が 1 名と軽傷者が 8 名ということで B 級事故が発生しております。

1 枚めくっていただきまして、5 ページ目をご覧ください。この 1 年間の事故発生防止に関する主な施策です。

先ほど申し上げましたように、①としまして、煙火の消費中の事故に関する注意喚起を行っております。実際の注意喚起文はその後ろの 7 ページ目にありますので、後ほどご覧いただけたらと思います。

また、②のほうですけれども、動物駆逐用煙火の取り扱いに関する注意喚起を行っております。これは、鳥獣等の動物駆逐に用いられる煙火に关しまして、持ち手付近が破損しまして指が欠損するという事故が複数回起こっているために、製造業者に対して再発防止策の検討等をお願いしたところです。また、こういったものの取り扱いに关しまして、環境省や農水省、都道府県、関係団体を通じまして広く注意喚起も依頼しております。その際のプレス発表資料とかを 9 ページ以降に添付しておりますので、後ほどご覧ください。また、一番最後の 25 ページになりますけれども、実際に取り扱う方々にもう少し注意喚起をする意図で、25 ページにあるようなポスターも私どものほうで作成しまして、同様に関係機関等にお配りしたということです。以上です。

○小川委員長　　ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に対してご意見、ご質問ございましたら、よろしくお願ひします。三浦委員、どうぞ。

○三浦委員　　済みません、時間がないのでかいつまんでお話しします。

死亡事故が無いということは非常に良かったと。それが続いているということはありがたいことだと消費者側から思っておりますので、それは今後もお願いしたいと思えます。

そして、問題は扱う消費者側です。B級事故が結構有るということは、もうちょっと注意喚起をいろいろな形でしなければいけないと思っています。特に7ページ、別添1にありますけれども、花火大会。花火大会だけではなくて、よく浜辺で若い男の子たちが、こんなことをして大丈夫かと思うぐらい危ない扱いをしているのを私も何度か見かけたことがあります。注意することはなかなかできないのですけれども、例えば、ここには都道府県の火薬類取締担当部局長宛てに運用についての注意喚起があるのですが、こういう文書はほかにもどこかに出しているのでしょうか。

なぜそれが聞きたいかという、例えば、実は非常に危険なものなのですよと。半分遊びであっても大変危険なものなのだという意識が消費者にまだありません。そういうことを、別に怖がらせるわけではなくて、危険なものは危険なものなのだから、楽しむときはきちんと守って楽しみましょうというようなことを、子供向けではないですけれども、きちんと告知したほうがいいと思うのです。余り危険性の意識がない。扱っている側の方は、それはわかっていらっしゃるのだけれども、買う側は、売っているのだから平気じゃないかみたいな感じでどうしても使ってしまうのです。だからそうではなくて、例えば文科省を通じて夏休みの前とか。キャンプファイヤーで先生がやってしまったということもありますが、先生も大丈夫かという時代ですので、是非そういうところも含めて。

火薬を扱っている専門の人は、ある意味もうわかっている人なので、わからない普通の人にはいかに伝えるか。特に動物の駆逐用の煙火について欠損する事故があったというチラシ。こういうのは良いと思うのです。別におどかさすわけではなくて、こんな大変なことが実は起きているのだからみんなで気をつけましょうよという注意喚起は、ずっとやっていかなければいけないのです。なので、子供相手に一々と思われる方がいらっしゃるかもしれないけれども、その一々をやっていかないことでB級事故が減らなくなるのです。是非ここは他のところとも連携して、例えば消費生活センターにも小さいチラシのようなものを作って配るとか、国民生活センターにも情報を流して、ネットで注意喚起とか、消費者庁でもいいと思うのですが、そういう安全の全般のお話の中に、きっちりこういうことも入れていただきたいなというお願い事です。

○宮地火薬類保安対策官 私どものほうでも注意喚起については今後ともやっていきたいと思っております。例えば昨年では、ラジオ放送とかで花火の危険性等を訴えたという

ことはやっております。また、煙火協会においてパンフレットを作られたりとか、啓発活動とかも広く行っていると聞いております。

○小川委員長　　よろしいでしょうか。三宅委員、どうぞ。

○三宅委員　　ただいまの事故の件です。やはり使い方を誤っている、あるいは意図的にということもあるかもしれないのですけれども、本来の使われ方でない使われ方をしてしまった場合のことだと思うのですが、一般的な我々消費者が取り扱う製品等については、フェイルセーフであるとかフルプルーフのように、万が一、誤った使い方をして事故が起こらないような対応というのを製品のほうに求める雰囲気が強くなってきていると思いますので、そういう技術基準だとか、そういう技術開発、そこら辺も含めて何かご指導できるような体制ができればなと思います。もちろんいろいろな技術開発にコストがかかったりということもあると思うのですけれども、製品の側も危険な状態では使えないような状態にするとか、そういう工夫も必要なのかなと感じました。

○小川委員長　　小勝委員、どうぞ。

○小勝委員　　煙火協会の小勝です。

今、いろいろと煙火に関する事故がどうしても件数が多くなるというお話で、三宅先生初め、いろいろ貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。

ただ、私どもとして、この場でいうのがふさわしいかどうかわかりませんが、事故の件数79件という中に、何が事故かあるいはこれは事故であるのか、火災なのか、不発の黒玉というのもございます。そういったものも、先ほどの地方分権ではありませんが、報告が上がったものは基本的に事故カウント1というのが今の事故報告の考え方のベースになっているようでございます。数字が上がってくることは、我々も非常に歓迎というか、こういう事象があったよ、注意しましょうというのは良いことだとは思っておりますが、ただ、今の資料の冒頭でも、とりあえず事故の件数79件というところからスタートすると、どうしても、内容は別として、やはり増加の傾向があるのだねというような印象をもちます。我々は、やはり起きている事象をはっきり、どういうことが起きてどういう対策をしたらいいのだろう、そういったものをやるためには、やはり傾向をつかむのに、件数もちろん大事ですし、内容も大事。そういったことはいろいろなところで検討していただいているとは思いますが、できれば、こういうところに報告されるべき事故、あるいは報告されない事象だけでも、こういうことは注意しましょう、そういったものをどこかの機会整理していただいて、それをベースに我々のほうも保安対策に取り組むことができ

ば、ありがたいなと思っております。

あと、地方分権とか、先ほどのお話にもありましたが、上がり方によって、これはカウントされる、これはカウントされない、よく聞いてみるとほぼ同じような事象で、片方はカウントされる、片方はカウントされない、このようなことも起きているように思いますので、そこら辺をご理解いただくと同時に、そういった観点からも今の事故とかについて、今後に活かせるようなデータを整理していただける場を何か設けていただくというか、考えていただくことをお願いしたいと思います。以上です。

○小川委員長 ありがとうございます。何かありますか。どうぞ。

○宮地火薬類保安対策官 いただいたご意見を踏まえまして、今後検討したいと思います。

○小川委員長 他に何かご意見ございますか。どうぞ、古川委員。

○古川委員 手短にお話しいたします。三浦委員からもお話がございましたが、3ページの中学校の体験行事のところで起きた、B級とは申しますけれども、親にしてみれば、学校でこのような重症、とんでもないという感じがします。このところで、何が原因で、どのような様子でこのようになったのか、もう少し詳しい情報と申しますか、説明が欲しいと思いました。私もキャンプファイヤーを8年ほどいたしておりましたけれども、こういうことがあるのだと思ってぞっとしましたので、どういうのが原因であったのかの説明もあってもよいのではないかと思います。以上です。

○宮地火薬類保安対策官 今、県から聞いている情報によりますと、花火が転倒して発射されたようです。転倒したことによって星が横に飛び、火の粉等が目とかに当たったことが直接の原因ではないかと推測しているということですが、詳細につきましては、現在、警察等も関与しておりまして、まだ原因等の究明を行っていると私どものほうでは聞いております。ですので、引き続き、県とは連絡をとりまして、情報収集に努めたいと思います。

○古川委員 そのように1文でもあれば。よろしく願いいたします。

○小川委員長 いいですか。他にございますか。では、いろいろご意見いただきまして、ありがとうございました。

それでは、次の議題に移りたいと思います。火薬類の自然災害への対策に関する検討状況について、事務局でご説明をお願いします。

○宮地火薬類保安対策官 資料5をご覧ください。

まず、1ポツですけれども、平成24年3月に、この火薬小委員会の前身であります火薬部会におきまして、火薬類の自然災害対策の報告書を取りまとめたところです。その中では、地震対策につきましては、火薬類の製造工室や火薬庫等の構造は、地震の二次被害の防止に対して有効なものとなると考えているというように取りまとめられております。

2ポツに行ってくださいまして、報告書以降の対応に関しまして、私どものほうでアンケート調査を実施しましたので、報告させていただきます。

(1)の地震・津波対策に関してです。平成24年に南海トラフ巨大地震が、それから25年には首都直下地震の想定が内閣府から発表されたということ踏まえまして、国が許可している製造事業所、40事業所に関して今回、アンケート調査を行いました。それを見ますと、首都直下地震の想定は、まだ想定がされたばかりということもありまして、そういったものにはなっておりませんが、平成24年の南海トラフ巨大地震の想定を踏まえた対応を、自治体想定を踏まえたものとなっているということを確認しております。

1枚めくっていただきまして、地震の被害対策に関してです。2ページ目です。国所管の40事業所のうち、震度5以上と想定している地域の事業所は30カ所あります。その30カ所について、想定される被害等をまとめたのがこの表になっております。

最も多い被害の想定としましては、事業所内の棚等が転倒するという事業所が11件。それから、火薬庫内の荷崩れ等を想定しているものが9件ということになっております。こういった事業所におきましては、転倒防止のためのアンカーの固定等を行っていると聞いております。また、工室ですとか火薬庫の倒壊ですとか、そういったことを想定しているところもありますが、そういったところに関しましては、耐震判断の後、強度不足の施設については補強工事を実施することとしていると聞いております。土堤の崩壊に対しては、点検を行って、随時補修を実施するというように報告を受けております。

あと、②です。津波の被害想定と対応状況についてです。2ページ目の下からになります。津波による浸水が予想され、かつ、水中にあっても性能を維持し続ける火工品を製造する事業所は、40のうち、3事業所ありました。

A事業所におきましては、床下浸水程度であって、火工品の流出までには至らないと聞いております。

B事業所におきましては、浸水では、火薬庫等施設が倒壊しない限り、流出しないと考えておられますし、また、火工品の流出防止対策を現在検討しているということで、検討結果を踏まえて、早急に必要な措置をとりたいというふうに聞いております。

次に、C事業所なのですけれども、工室建屋の崩壊の可能性は低いものの、流木などによって屋根とか窓の損壊の可能性があるので、また、流出の可能性はあるのだけれども、一時置き場や火薬庫につきましては、扉が十分な強度をもつ鉄製であるということで、火薬庫の扉は当然、常時閉門しておりますので、そういう状況であれば流出の可能性は低いと聞いております。

また、③ですけれども、今回新しく、地震等による製造時の動力喪失による安全対策について調査を行っています。

1) としまして、暴走反応への対策ということで、40事業所のうち、6の事業所で、反応設備の動力喪失による冷却や攪拌の停止による異常分解等が生じる可能性がある旨の回答がありました。こういった事業所に関しましては、例えば非常用発電設備を設置している等の対策を講じていると聞いております。

2) に行きまして、その他ですけれども、一部、導爆線を製造している事業所に関する報告もありましたが、将来的には遠隔で冷却する設備の導入等を検討したいとっております。

④で今後の対応ということで、今回のアンケートの結果では、各事業所においてリスク評価を行いまして、対策の実施ですとか、対策の計画を立てているということ把握したところです。国が許可している事業所では、監督部のほうで年に1回、保安検査を実施しておりますので、そのような場を利用しまして、被害想定への対応状況等を確認したいと思っております。また、他の事業所で想定されているリスクへの対応状況についても確認したいと思っております。こういったアンケート調査を年1回程度実施しまして、対策等の進捗状況を引き続きフォローしていきたいと思っております。

(2)なのですけれども、土砂災害等の自然災害対策に関しましては、火工品について流出した際に、散逸した場合、その回収が難しいという課題といたしますか、以前、そういった被害がありましたので、その対応方策として、平成24年度の委託事業で検討を行いました。その検討結果が①の1)になります。そういった火薬類の分散防止ですとか早期発見が可能となるように、火薬庫内で火薬類をもっと大きな袋に入れて包装することを想定して実験を行いました。包装材の耐久性等を確認しまして、火工品の散逸を防止することに有効であることが確認できたところです。今後、こういった実験結果等に関しましては、監督部や県等を通じまして周知等を行っていききたいと思っております。

②に関しましては、先ほど資料2で説明させていただきましたので、今回は割愛させて

いただきたいと思います。以上です。

○小川委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明に対して何かご意見、ご質問等あれば、よろしく申し上げます。特にございませんか。では、どうもありがとうございました。

それでは、次に、議題6、最近実施した主な施策等についてということで、事務局から説明をお願いいたします。

○宮地火薬類保安対策官 一昨年(2019年)の11月に火薬小委員会の第1回目がありましたが、それ以降で私どものほうで実施しました主な施策について、今回、まとめさせていただきます。

1つ目は、動物生態調査用の遠隔測定発信器というもので、いわゆるテレメトリ発信器といったものです。こういったものが現在普及しているということで、それに関する無許可消費ですとか、火薬庫ではなくて庫外で貯蔵できるといったような規制緩和を行いました。またあわせて、消費の際の技術基準も整備したところです。

2ポツは割愛しまして、3ポツですけれども、先ほど資料3で説明がありましたように、適用除外火工品の審査実施要領(内規)というものを4月早々に公表したいと思っております。

あと、4ポツですけれども、新たに2製品、着用型の自動除細動器に用いられる薬液の射出装置を追加するとともに、消火用のガス発生器については、薬量を増加するという告示改正を行いました。以上です。

○小川委員長 ありがとうございました。

ただいまの説明に対して何かご意見、ご質問ございますか。特にございませんか。それでは、どうもありがとうございました。

それでは、最後の議題7、平成26年度火薬類保安対策事業についてということで、説明をお願いいたします。

○宮地火薬類保安対策官 資料7をご覧ください。

まず、(1)ですけれども、火薬類の爆発低減化の技術基準等検討事業を予定しております。こちらに関しましては、火薬類の関連施設周辺の市街地化に伴いまして、保安距離を確保できなくなるという事例が散見されておりますので、火薬庫に設置される土堤の構造等に関しまして実証実験等を実施し、規則改正等につなげていきたいと思っております。

また、火薬の関係に関しましては、万一、異常があったときには爆発をするということ

を前提に接道ができているので、地震対策ということに関して、規則上で規定等は余りないのですけれども、そうはいつても、地震の揺れによる土堤の崩壊とかゆがみを防止して、地震後の万一の爆発の際にも外部への影響を抑えるということで、来年度、実証実験等を行っていききたいと思っております。

(2)に関しましては、済みません、これは「26年」の間違いです。失礼しました。26年に発生しました火薬類による事故原因の解析とか再発防止策の検討を同じ年度内で終了したいと思っております。

(3)としまして、国連における分類判定の基準等の情報収集を行っていききたいと思っております。

(4)なのですけれども、最近、打揚煙火のほうで無線点火方式を利用したものが、調査をしたところ、おおよそ1割程度普及していると把握しておりますので、早急にこの安全な取り扱いについて検討していききたいと思っております。

(5)なのですけれども、私どものほうで最近、少量の火薬類を用いた製品開発が、先ほども適用除外の話がありましたが、そういった相談が増えているものですから、海外でもどういった手続等をやっているのかということで、実態調査等を行いまして、火取法の今後の適用除外のあり方等を検討していききたいと思っております。

これらの事業につきましては、今、26年度の予算案ということで提示しているところ
です。以上です。

○小川委員長　ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対して何かご意見、ご質問ございますか。特にございせんか。どうもありがとうございました。

最後の議題、その他ですが、事務局から何かございますか。

○宮地火薬類保安対策官　特にございせん。本日は、ご意見等ありがとうございました。いただきましたご意見等を踏まえまして、今後、ワーキング等、必要な議論や手続を進めていきたく思います。

○小川委員長　どうもありがとうございました。

それでは、きょういろいろご議論いただき、貴重なご意見をいただきまして、どうもありがとうございました。これをもちまして本日の第2回火薬小委員会を閉会させていただきます。本日は、どうもありがとうございました。

——了——